資料

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

説明会

日時：令和8年10月21日（水） 14：00～15：30

静岡市環境局環境共生課

本日の目次

1. 条例の制定経緯・目的・設置規制区域・責務等

2. 新規施設（R8.11.1以降に設置工事に着手する施設）
 が必要となる手続

3. 既存施設（R8.11.1より前に設置工事に着手した施設）
 が必要となる手続

4. 新規施設・既存施設共通の手続

5. その他

本日の目次

1. 条例の制定経緯・目的・設置規制区域・責務等

2. 新規施設（R8.11.1以降に設置工事に着手する施設）が必要となる手続

3. 既存施設（R8.11.1より前に設置工事に着手した施設）が必要となる手続

4. 新規施設・既存施設共通の手続

5. その他

太陽光発電施設に対する基本的認識

地球温暖化の進行をはじめとする気候変動問題は、私たちの生活環境や経済活動、自然環境に深刻な影響を及ぼしつつあり、その影響は今後さらに顕在化することが懸念されています。

気候変動問題に対応し、将来にわたり持続可能な社会を構築していくためには、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガスの排出削減を着実に進めていくことが必要です。

温室効果ガスの排出を大幅に削減するためには、化石燃料に依存したエネルギー供給構造から転換し、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを社会全体で最大限に活用していくことが重要となります。

再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、分散型エネルギーシステムの構築や、災害時のエネルギー確保などの観点からも、その役割は一層高まっており、中でも太陽光発電は、比較的導入しやすい再生可能エネルギーを利用した発電方式として、カーボンニュートラルの実現に向けた重要な柱の一つであり、今後もその果たす役割は大きいと考えられます。

条例制定の必要性

しかし、太陽光発電施設の設置に伴い、森林伐採、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響、さらには廃棄も含めた適正な維持管理が実施されないなどの問題が全国各地で顕在化しており、本市でも同様の問題が一部で発生しています。また、森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置は、森林による二酸化炭素の吸収機能を損なうことになるため、太陽光発電による二酸化炭素削減効果が低くなります。

このような課題に対応するため、地域住民の理解はもとより、適切に防災、環境保全、景観等への配慮が講じられ、地域との調和が図られた太陽光発電事業となるとともに、将来にわたり、太陽光発電施設が適正に維持管理されていくことが重要であることから、この条例を制定しました。

条例のポイント

〇太陽光発電施設の設置により、土砂災害や環境、景観等に大きな影響を及ぼすことが懸念される14の区域を「設置規制区域」として設定し、「設置規制区域内」へ太陽光発電施設を設置する場合、行政として設置の可否を判断するため許可制とする。

〇廃止するときは、廃棄物とならないようリデュース（排出抑制）やリユース（再使用）することを優先し、それができない場合には、リサイクル（再資源化）の実施に努めることとする。

〇適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ廃棄等費用に係る現金（保証金）を金融機関に預入し、市と質権設定契約を締結する「保証金制度」を導入する。

〇条例が遵守されない場合は、「許可の取消し」や「事業者名等の公表」、「罰則」が適用される場合があるが、罰則は行政刑罰である「罰金」とする。

〇既存施設（条例施行日前に設置工事に着手した太陽光発電施設を含む。）についても、将来にわたり安全かつ適正に維持管理や廃止後の処分がなされるよう必要な手続を定める。

目的（条例第1条）

太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定め、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境、生活環境及び景観の保全を確保することを目的とする。

定義（条例第2条）

用語	説明
太陽光発電施設	太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（建築物に設置するものを除く。）で合計出力が**10kW以上**のもの ※附属施設とは、太陽光発電事業に関連して設置するパワーコンディショナや接続箱、蓄電池等 ※出力とは、各系列における太陽電池モジュール（パネル）の合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値
太陽光発電施設の設置	太陽光発電施設の新設及び増設 ※これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。
太陽光発電事業	太陽光発電施設を用いて電気を得る事業 ※売電・自家消費かは問わない。
事業者	太陽光発電事業を行う個人又は法人
大規模太陽光発電事業者	事業者のうち、太陽光発電施設1箇所当たりの出力が**1,000kW以上**である者
事業区域	太陽光発電事業の用に供する土地の区域 ※太陽光発電施設をため池その他の水上に設置する場合にあっては、当該水上の区域を含む。
設置規制区域	次スライド参照

区域内　設置規制区域（条例第2条）

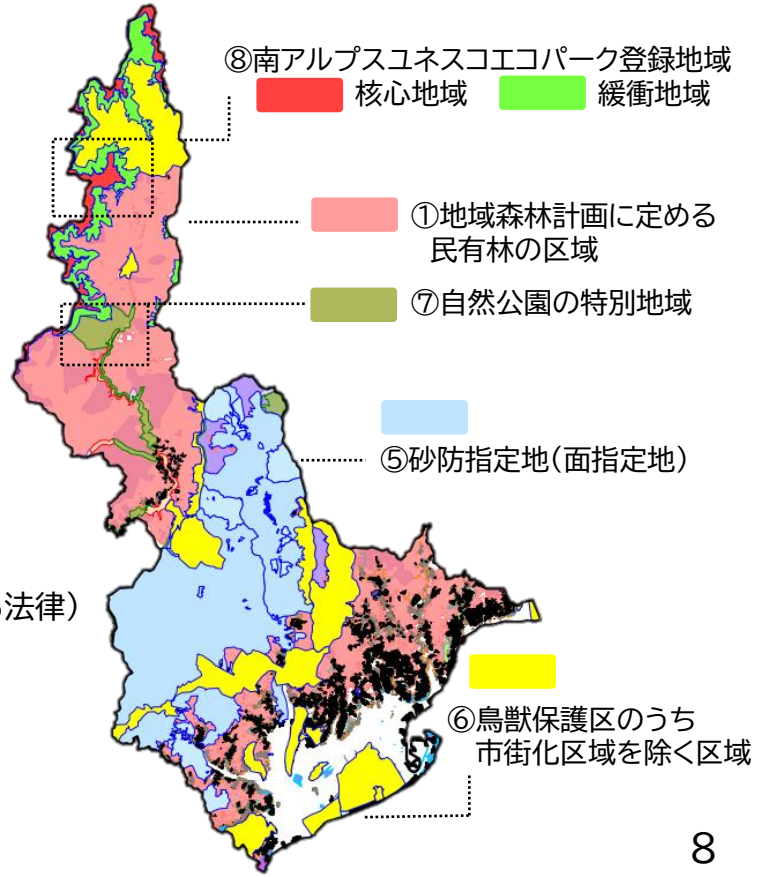
太陽光発電施設の設置により、土砂災害や環境、景観等に大きな影響を及ぼすことが懸念される以下の区域を「設置規制区域」として設定する。

＜設置規制区域＞

①保安林、地域森林計画に定める民有林の区域（森林法）
②地すべり防止区域（地すべり等防止法）
③急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
④土砂災害（特別）警戒区域
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
⑤砂防指定地（砂防法）
⑥鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域
（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
⑦自然公園の特別保護地区、特別地域（自然公園法、静岡県立自然公園条例）
⑧南アルプスユネスコエコパークの核心地域、緩衝地域
（南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画）
⑨風致地区（静岡市風致地区条例）
⑩農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）
⑪自然共生サイト（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律）
⑫静岡市景観計画で定めた重点地区（景観法）
⑬名勝三保松原の指定範囲（特別保護地区、保全地区）、
名勝日本平の指定範囲（特別地区、保全地区）（文化財保護法）
⑭富士山世界文化遺産構成資産三保松原の資産範囲、緩衝地帯
（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

＜主な設置規制区域のイメージ＞

※各区域には重複があります。
各区域の範囲の詳細は、一部の区域を除いて
個別に県又は市地理情報システム等でご確認いただけます。



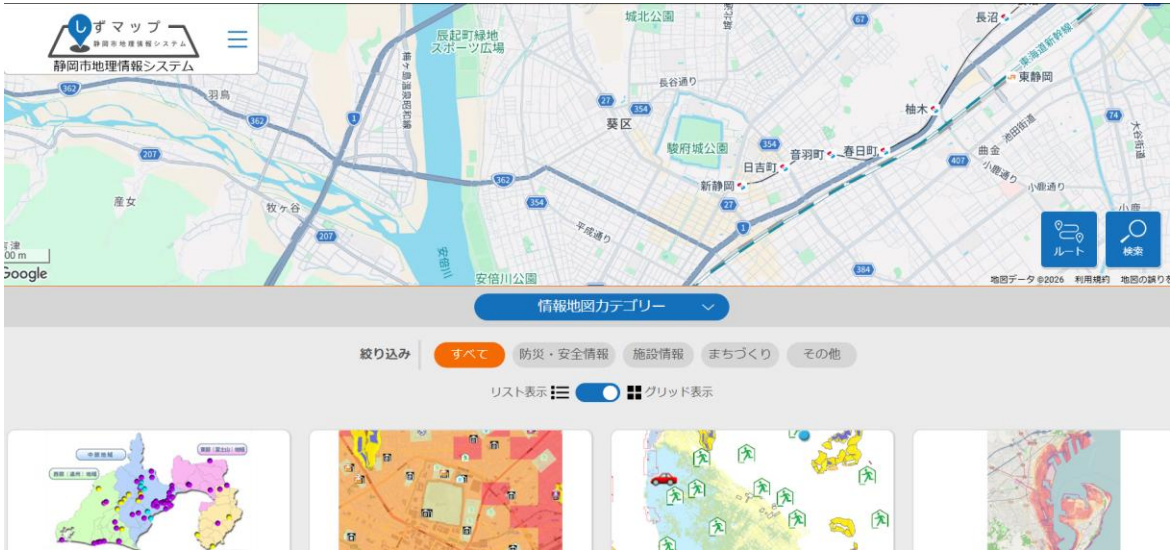
区域内　設置規制区域の確認方法

いずれかの方法で区域を確認できます。

- 静岡市地理情報システム「しずマップ」 近日中にコンテンツを公開予定

 URL：https://city.shizuoka.geocloud.jp/

 （注）都度更新を行いますが、GISデータが最新のものとは限りません。
 あくまで区域に含まれているのかの**参考**にお使いください。



- 関係法令の所管部署へのお問い合わせ
 設置規制区域は、関係法令において定める区域を基に設定しています。
 お問い合わせに当たっては、お問い合わせ一覧（次スライド）をご確認ください。

設置規制区域に関するお問い合わせ一覧

	設置規制区域	法令所管（連絡先）
1	地域森林計画に定める民有林の区域（森林法）	静岡県中部農林事務所森林整備課 （054-286-9066）
	保安林（森林法）	静岡県中部農林事務所治山課 （054-286-9077） 静岡市森林経営管理課 （054-221-1627）
2	地すべり防止区域（地すべり等防止法）	静岡県静岡土木事務所維持管理課 （054-286-9317）
3	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	静岡県静岡土木事務所維持管理課 （054-286-9317）
4	土砂災害（特別）警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	静岡県静岡土木事務所企画検査課 （054-286-9322）
5	砂防指定地（砂防法）	静岡県静岡土木事務所維持管理課 （054-286-9317）
6	鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	静岡県自然保護課 （054-221-2545）
7	自然公園の特別保護地区、特別地域（自然公園法、静岡県立自然公園条例）	静岡市環境共生課 （054-221-1466）
8	南アルプスユネスコエコパークの核心地域、緩衝地域（南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画）	静岡市環境共生課 （054-221-1357）
9	風致地区（都市計画法）	静岡市緑地政策課 （054-221-1249）
10	農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）	静岡市農地利用課 （054-266-7234）
11	自然共生サイト（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律）	環境省生物多様性のための30by30アライアンス事務局 （自然環境計画課） （03-3581-3351（代表））
12	静岡市景観計画重点地区（景観法）	静岡市景観まちづくり課 （054-221-1049）
13	名勝三保松原及び名勝日本平の指定範囲（文化財保護法）	【日本平】静岡市歴史文化課 （054-221-1066） 【三保松原】静岡市三保松原文化創造センターみほしるべ （054-340-2100）
14	富士山-信仰の対象と芸術の源泉の構成資産三保松原の資産範囲、緩衝地帯 （世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）	静岡市三保松原文化創造センターみほしるべ （054-340-2100）

責務（条例第3条～第5条）

市の責務（第3条）

条例第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずる。

事業者の責務（第4条）

- 太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令の規定を遵守するとともに、**災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために必要な措置**を講ずる。
- 太陽光発電事業の計画の検討段階から地域住民等に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、良好な関係を築かなければならない。
- 太陽光発電施設の維持管理に要する費用や解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用（廃棄等費用）を確保しなければならない。

土地所有者等の責務（第5条）

災害の発生を助長し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観を損なうおそれのある太陽光発電事業を行おうとする事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

事業者の責務（施行規則第3条）

災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために必要な措置

- 防災、環境保全、景観等の観点から、施設の設置に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに太陽光発電施設の設計及び施工を行うこと。
- 設置の工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん、廃棄物等が、地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- 施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- 防災、環境保全、景観等の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを随時確認し、災害の発生の防止並びに良好な自然環境、生活環境及び景観の保全への配慮を行うこと。
- FIT/FIP制度の交付期間や調達期間が終了した後も、可能な限り施設を使用して事業を継続すること。
- 施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全、景観等の観点から必要な措置を講ずること。

本日の目次

1. 条例の制定経緯・目的・設置規制区域・責務等

2. 新規施設（R8.11.1以降に設置工事に着手する施設）が必要となる手続

3. 既存施設（R8.11.1より前に設置工事に着手した施設）が必要となる手続

4. 新規施設・既存施設共通の手続

5. その他

区域内　設置規制区域内に設置する場合の手続（条例第7条）

事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする場合は、工事着手前に、市長の許可が必要

＜設置許可申請＞

（1）提出書類

- 設置許可申請書（様式第1号）

（2）添付書類

- 位置図
- 事業区域図
- 配置図
- 造成計画平面図及び縦横断図
- 調整池、沈砂池、擁壁等の構造図及び設計計算書（これらを設置する場合に限る。）
- 排水計画に係る平面図及び断面図
- 太陽光発電施設の構造図
- 市長が告示する許可基準に適合することを確認できる書類（次スライド参照）
- 現況の写真
- 維持管理計画（様式第2号）（スライド27参照）
- その他市長が必要と認める書類

区域内　設置規制区域内における設置許可の基準等（条例第8条）

市長は、設置許可の申請があった場合は、太陽光発電施設が規則で定める基準等に適合していると認められるときに限り、許可する。

＜設置許可の基準等＞（施行規則第6条）

1　次に掲げる太陽光発電施設の設置に関する事項で、市長が告示するものに適合していること

（1）太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項

（2）太陽光発電施設の設置に係る自然環境の保全に関する事項

（3）太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項

（4）太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項

（5）太陽光発電施設の維持管理に関する事項

（6）太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項

（7）市長が必要と認める事項

2　関係法令の手続を必要とする場合は、当該手続が行われていること

3　保証金の預入がされ、市との質権設定契約が締結されていること

＜太陽光発電施設の設置に関する事項＞

（1）防災上の措置に関する事項
- 地盤の安定性の確保（地盤の勾配、擁壁、法面の構造等）
- 排水施設の設置（能力・構造・調整池の設置）
- 工事中の災害防止　ほか

（2）自然環境の保全に関する事項
- 必要最小限の森林伐採、残置森林面積等
- 重要な動植物とそれらの生息・生育地及び貴重な生態系の保全　ほか

（3）景観との調和に関する事項
- 地域の景観と調和した配置（眺望地点や道路等からの景観）
- 法面等の緑化
- 反射光への対応
- 色彩　ほか

（4）安全性の確保に関する事項
- 支持物の構造等の安全確保
- 柵塀の設置　ほか

（5）維持管理に関する事項
- 維持管理計画の作成及び実施体制の構築　ほか

（6）廃止後において行う措置に関する事項
- 撤去時の措置（撤去・処分、跡地の景観上・防災上の措置）　ほか

（7）市長が必要と認める事項
- 騒音・振動による被害の防止　ほか

令和8年10月20日に告示しました。告示内容は、市公式ホームページにてご確認いただけます。
なお、技術マニュアル（技術基準の解説）も、近日公開予定です。

区域内　廃棄等費用の確保（保証金制度）（条例第22条～第25条）

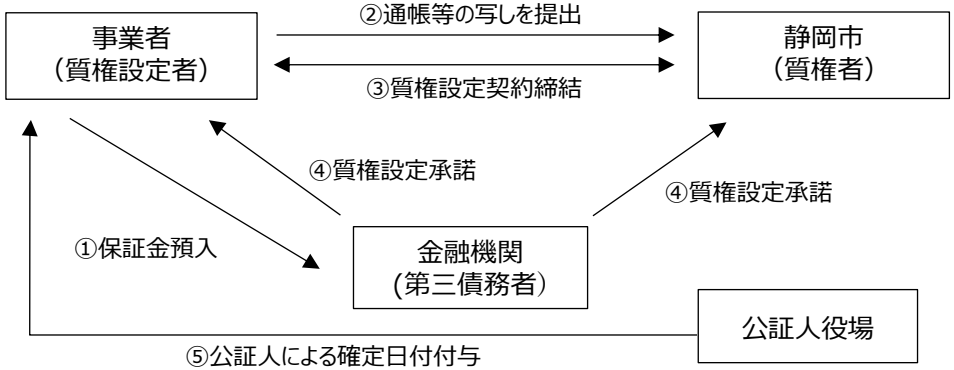
＜目的＞

太陽光発電施設の適正な撤去及び処分の実施体制を確保するため、適切に廃棄等費用※を確保していることを証する保証金制度を導入する。

※太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用

＜保証金制度の概要＞

- 設置規制区域内に10kW以上の太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（保証金）を金融機関に預入しなければならない。
- 保証金を預入した者は、設置許可を受けるまでに、保証金に係る預金債権について、市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、質権設定について、市に対抗要件を備えさせなければならない。
- 設置許可を受けた者が措置命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置を履行しなかったことにより、災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全に著しい支障が生じると認める場合は、市が行政代執行法の規定により、災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために講ずる措置に要する費用のうち、廃棄等費用に該当するものに充てることができる。
- 設置許可を受けた者が、施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するときは、質権設定契約の解除又は預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。



＜手続の主な流れ＞

①事業者が金融機関に保証金を預入
②通帳等の写しを市に提出
③市で預入状況の確認ができたら、事業者と市で質権設定契約を締結
④事業者は金融機関に質権設定の承諾を依頼、金融機関からの承諾を受ける
⑤事業者が承諾書類を公証役場に提出し、公証人による確定日付を付与

区域内　廃棄等費用の確保（保証金制度）（条例第22条～第25条）

＜保証金の金額＞

次に掲げる額のうちいずれか高い額

① 太陽光発電施設の出力 × 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第15条の13第2項の規定により経済産業大臣が定める解体等基準額の算出に用いる廃棄費用等の想定額

認定年度※		調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額の想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額
2012年度		40円/kWh	1.70万円/kW	12.0%	–	1.62円/kWh
2013年度		36円/kWh	1.48万円/kW	12.0%	–	1.40円/kWh
2014年度		32円/kWh	1.46万円/kW	13.0%	–	1.28円/kWh
2015年度		29円/kWh 27円/kWh	1.54万円/kW	14.0%	–	1.25円/kWh
2016年度		24円/kWh	1.34万円/kW	14.0%	–	1.09円/kWh
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.31万円/kW	15.1%	–	0.99円/kWh
	第１回入札対象	落札者ごと	1.07万円/kW	15.1%	–	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	1.19万円/kW	17.1%	–	0.80円/kWh
	第２回入札対象	（落札者なし）	–	–	–	–
	第３回入札対象	落札者ごと	0.94万円/kW	17.1%	–	0.63円/kWh
2019年度	入札対象外	14円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	–	0.66円/kWh
	第４回入札対象	落札者ごと	0.82万円/kW	17.2%	–	0.54円/kWh
	第５回入札対象	落札者ごと	0.78万円/kW	17.2%	–	0.52円/kWh
2020年度	10-50kW以外	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	–	0.66円/kWh
	10-50kW	13円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2021年度	10-50kW以外	11円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	–	0.66円/kWh
	10-50kW	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2022年度	10-50kW以外	10円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	–	0.66円/kWh
	10-50kW	11円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2023年度	10-50kW以外	9.5円/kWh	1.00万円/kW	17.7%	–	0.64円/kWh
	10-50kW	10円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2024年度	地上・10-50kW以外	9.2円/kWh	1.00万円/kW	18.3%	–	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	10円/kWh	1.00万円/kW	19.2%	–	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	12円/kWh	1.00万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
2025年度	地上・10-50kW以外	8.9円/kWh	1.00万円/kW	18.3%	–	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	10円/kWh	1.00万円/kW	19.2%	–	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	11.5円/kWh	1.00万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
2026年度	地上・10-50kW以外	9.6円/kWh	1.00万円/kW	18.3%	–	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	9.9円/kWh	1.00万円/kW	19.2%	–	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	19円/kWh(～5年) 8.3円/kWh(6～20年)	1.00万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
2027年度	屋根・10kW以上	19円/kWh(～5年) 8.3円/kWh(6～20年)	1.00万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh

※簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、
実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。
※太陽光パネルを更新・増設する際は、当初設備相当分は解体等積立基準額を維持し、増設分相当には最新の解体等積立基準額を適用（按分計算により基準額算定）。
※2027年度については、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電については、具体的な支援のあり方を決定した後、解体等積立基準額について検討することとする。

出典：資源エネルギー庁　廃棄等費用積立ガイドライン（2026 年4月改定）の[参考⑨－1]廃棄等費用の想定額（太陽光発電）

② 太陽光発電事業に係る廃棄等費用の見積額

区域内　工事着手等の届出（条例第10条）

設置許可又は変更許可を受けた者は、以下のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 設置の工事に着手又は完了したとき
- 設置の工事を中止又は再開したとき

＜必要な手続＞

時期	手続
工事着手時	工事着手届出書（様式第7号）の提出
工事完了時	工事完了届出書（様式第8号）の提出
工事中止時	工事中止届出書（様式第9号）の提出
工事再開時	工事再開届出書（様式第10号）の提出

区域外　設置規制区域外に設置する場合の手続（条例第12条）

事業区域の全部が設置規制区域外にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、市長へ事業計画の届出が必要

＜事業計画の届出＞

(1)提出書類

- 事業計画届出書(様式第12号)
- 誓約書(様式第13号)

(2)添付書類

- 位置図
- 事業区域図
- 配置図
- 現況の写真
- その他市長が必要と認める書類

区域内 区域外

地域住民等への説明（条例第6条）

- 条例の対象施設を設置しようとする者は、あらかじめ、地域住民等に対し、事業計画の内容を説明しなければならない。この場合において、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- 地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<対象となる地域住民等>

1	• 事業区域又は事業区域に隣接する土地の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体の区域に居住する者 • 太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者 （参考） 著しい影響を受けるおそれがある地域の目安 太陽光発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が、次の場合に応じて掲げる一定の範囲内に居住する者 ①低圧（出力50kW未満）：100m ②高圧（出力50kW以上2,000kW未満）又は特別高圧（出力2,000kW以上）（③の場合を除く）：300m ③環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第１種事業に限る）：１km
2	事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
3	事業区域に隣接する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

区域内 区域外

地域住民等への説明（条例第6条）

＜説明の方法等＞

（１）事前周知を行った上で、原則、説明会を開催すること。

※関係法令に基づく説明会等において、本条例に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、説明会の開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。

（２）説明会を開催しない場合は、次のいずれかの方法により事前周知を行うこと。

・ポスティングによる書面配布
・戸別訪問による書面配布
・インターネット上に掲載し、回覧等により周知

＜説明の内容＞

（１）事業計画の概要･･･事業者情報、事業区域（面積）、出力、該当する設置規制区域　など

（２）関係法令の遵守状況･･･手続の要否、許可等の取得状況　など

（３）施設の設置工事の概要･･･工事着手/完了、設計の概要　など

（４）維持管理の概要･･･維持管理に関する事業者情報、維持管理の内容･方法　など

（５）廃止後に行う措置の計画･･･廃棄物処理、跡地の緑化･修景等措置、廃棄等費用確保状況　など

（６）その他、地域住民等が求める情報････土地の権原取得状況、事業者の関係者情報　など

＜市への報告＞

設置許可申請又は事業計画の届出の際に、実施報告が必要

区域内 区域外

誓約書の提出（条例第13条）

設置許可を受けた者は設置許可を受けたとき、事業計画を届け出る者は事業計画を届け出るときに、関係法令の遵守、太陽光発電施設の適正な維持管理及び廃止等に関する旨を誓約する書面を市長に提出しなければならない。

＜誓約書（様式第13号）の内容＞

- 施設の設置から撤去及び処分まで、関係する法令、静岡市の例規、ガイドライン等を遵守するとともに、適切に維持管理すること。
- 施設について、地域住民等の理解を得るよう努めながら運営すること。
- 循環型社会形成推進基本法に基づき、廃棄物の発生を抑制するため、適正な維持管理や機能向上により、施設の長期的な利用に努めること。
- 施設の撤去に当たっては、その再使用及び再資源化に努めるとともに、これらによることが困難なものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適正に処分すること。
- 施設撤去後の跡地について、周囲の環境等に配慮しながら適切に整理すること。

区域内 区域外

標識の掲示（条例第15条）

太陽光発電事業を行っている間、事業区域の公衆の見やすい場所に、標識を掲示しなければならない。

＜条例で規定する標識に必要な記載事項＞

- 事業区域
- 太陽光発電施設の出力
- 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 太陽光発電施設の維持管理を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）
- 事業者又は太陽光発電施設の維持管理を行う者の連絡先
- 太陽光発電事業の運転開始年月日

＜他法令で設置する標識との関係＞

- 他法令で設置を求められている標識の記載事項において、条例が求める記載事項と同一の項目がある場合は、他法令の標識に記載がない項目のみを当該標識に追加することで、条例で義務付けている標識の設置があったものとして差し支えない。
- 再エネ特措法における標識との関連について
 条例における標識の記載事項は、FIT制度等における標識の掲示事項との整合を図っている。このため、FIT制度等に基づく標識を設置する事業者は、同一の標識により条例の標識設置義務を満たしているため、条例専用の標識を別途掲示する必要はない。

区域内　区域外

標識の掲示（条例第15条）

＜標識記載例＞

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第15条標識		
太陽光発電施設	事業区域	静岡県静岡市追手町〇番地、△番地
	出力	△△△．△kW
事業者	氏　名 （法人にあっては、 その名称）	〇〇〇株式会社 代表取締役　静岡一郎
	住　所 （法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	静岡県静岡市追手町〇番地
	連絡先	XXX－XXX－XXXX
保守点検責任者 （維持管理を行う者）	氏　名 （法人にあっては、 その名称）	〇〇〇メンテナンス株式会社 理事長　静岡二郎
	連絡先	XXX－XXX－XXXX
運転開始年月日		（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日

区域内 区域外

維持管理（条例第16条）

維持管理の基準に従い、事業に係る太陽光発電施設の適正な維持管理をしなければならない。

＜維持管理基準＞（施行規則第15条）

1 平常時

- 安全上、防災上又は環境保全上の支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。

2 太陽光発電施設の周辺において土砂の流出その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合

- 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じる状況を防止するために必要な措置が計画されていること。
- 必要に応じ、地域住民等及び関係地方公共団体に対し情報提供できる体制が整備されていること。

3 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合

- 太陽光発電施設の損壊等が発生した場合に復旧に必要な措置が計画されていること。
- 必要に応じ、地域住民等及び関係地方公共団体に対し情報提供できる体制が整備されていること。

区域内 区域外

維持管理 （条例第16条）

- 維持管理計画を作成し、当該計画に従い、維持管理を行わなければならない。
- 維持管理計画を作成し、又は変更したときは、公表しなければならない。

＜維持管理計画の作成＞

維持管理基準に基づき、次の事項を含めた計画を作成

- 維持管理の基本事項、実施体制
- 平常時の維持管理計画
- 周辺で土砂の流出その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合の計画
- 施設の損壊が発生した場合又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合の計画
- 維持管理に要する費用
- 廃止後の計画
- 災害その他非常の場合の連絡方法等

＜維持管理の実施・記録・保管 ＞

維持管理計画に従って、適切な維持管理を行い、その記録を保管

＜公表＞

作成した維持管理計画を、運転開始日までにホームページへの掲載等の方法により公表

区域内　区域外

維持管理計画の取扱い（作成・公表・提出）

＜維持管理計画の作成等＞

規制区域内	作成	→ 提出（設置許可申請時）	→ 公表（運転開始日まで）
規制区域外	作成	→	公表（運転開始日まで）

＜維持管理計画を変更した場合＞

規制区域内	変更	→ 提出（軽微変更届出書に添付）	→ 公表
規制区域外	変更	→	公表

区域内　維持管理に関する定期報告（条例第17条）

設置許可を受けた者は、太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年度、維持管理に関する定期報告書（様式第16号）により市長に報告しなければならない。

＜報告が必要となる情報＞

- 前年度（4/1～3/31）の太陽光発電施設に係る維持管理の状況
- 太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
- 太陽光発電施設の維持管理に要する費用の確保状況
- 廃棄等費用その他の太陽光発電施設の廃止に要する費用の確保状況
- その他市長が必要と認める事項

＜提出期限＞

毎年6月30日まで

区域内 区域外

事故等報告（条例第16条）

事故又は土砂の流出若しくは斜面の崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

＜報告対象＞

感電、電気火災、他者への損害、施設の破損など

（1）事故発生時

- 速やかに施設の復旧・支障の除去のために必要な措置を講じる。
- 市への第一報（電話、メール等）

（2）措置・復旧後

- 事故等報告書（様式第15号）の提出

※事故等が発生した日から起算して30日以内

大規模太陽光発電事業者の義務（条例第18条）

大規模太陽光発電事業者とは

太陽光発電施設1箇所当たりの出力が1,000kW以上の太陽光発電事業を行う者

大規模太陽光発電事業者の義務

- 損害賠償責任保険への加入
 （工事期間中は、事業者ではなく工事の請負者が加入することでも可）
- 火災保険、地震保険その他必要な保険への加入
- 保険に加入した後、速やかにその加入を証する書類を提出

区域内　事業計画を変更する場合の手続（条例第9条）

- 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1)変更許可が必要となる場合

事業区域、施設の増設等による事業区域の面積や出力などの変更
- 地域住民等への説明
- 設置変更許可申請書(様式第4号)の提出

(2)届出が必要となる場合

軽微な変更（事業者の氏名・住所、工事着手・運転開始等の予定年月日などの変更）
- 軽微変更届出書(様式第6号)の提出

(3)手続が不要となる場合

破損した太陽電池モジュールの単なる取り換えや架台の修理など

区域内　変更許可・軽微変更届出の整理表

変更事項	変更許可	軽微変更届出 （地域住民等への説明不要）
氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○
事業名称		○
事業区域（予定地）	○	
事業区域（予定地）の面積	○	
事業区域（予定地）の土地の地目（登記地目）又は利用状況		○
出力	○	
設置規制区域内で太陽光発電事業を行う理由		○
地域住民等への説明状況		○
工事の設計の概要		○ ※
関係法令に基づく手続の状況		○
工事の着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日		○
維持管理計画		○
維持管理計画の公表方法		○
大規模太陽光発電事業者の保険の加入状況		○

※変更内容によっては、許可の可能性あり

区域外　事業計画を変更する場合の手続（条例第14条）

事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（1）変更届が必要となる場合

事業区域、施設の増設等による事業区域の面積や出力、
事業者の住所・氏名等、運転開始・事業廃止予定年月日などの変更
・事業計画変更届出書（様式第14号）の提出

（2）届出が不要となる場合

軽微な変更（関係法令に基づく手続の状況、維持管理計画などの変更）

（3）地域住民等への説明が必要となる場合

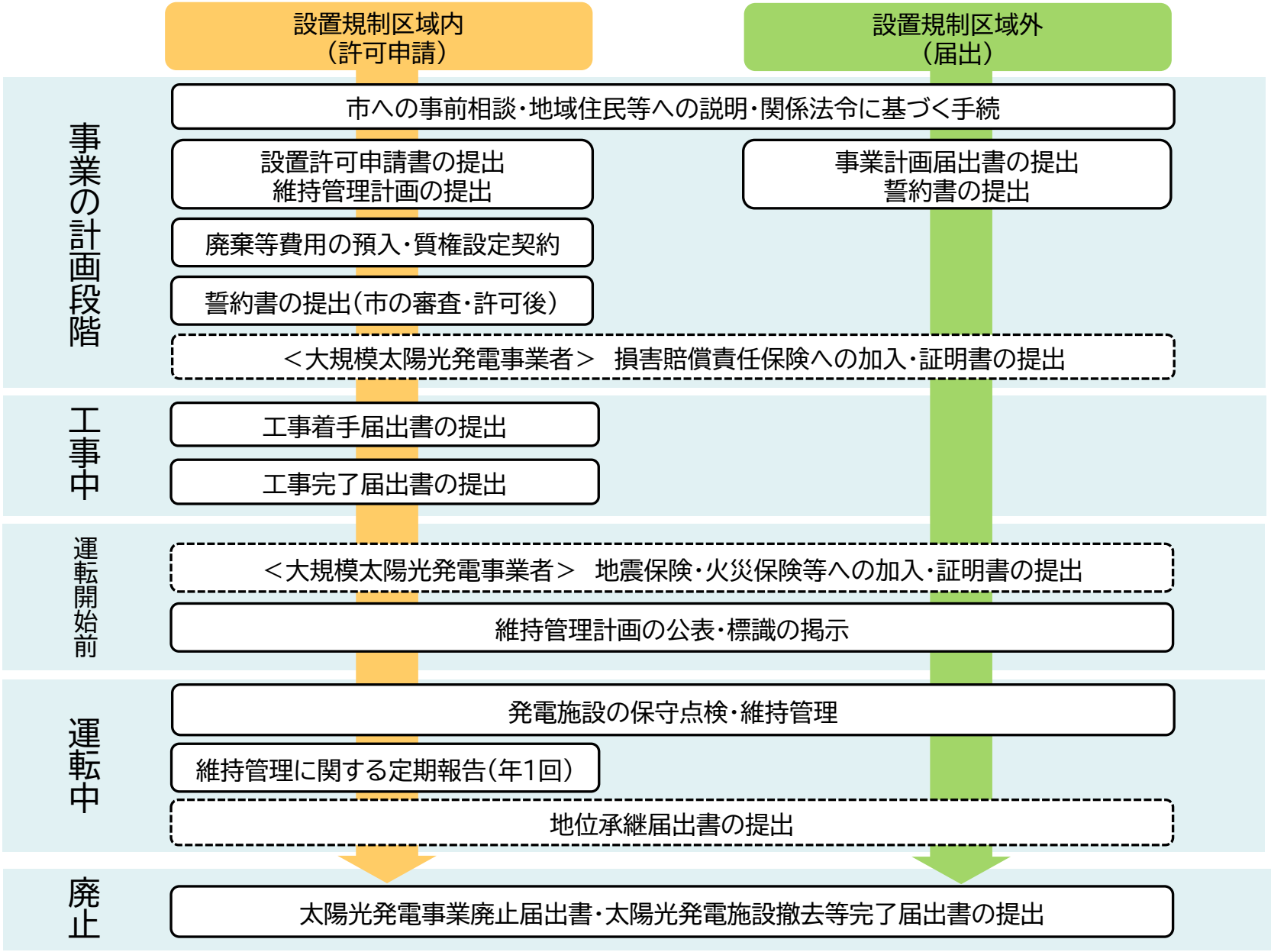
事業区域、施設の増設等による事業区域の面積、出力などの変更

区域外　変更届出・届出不要の整理表

変更事項	変更届出（地域住民等への説明必要）	変更届出（地域住民等への説明不要）	届出不要（地域住民等への説明不要）
氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○	
事業名称		○	
事業区域（予定地）	○		
事業区域（予定地）の面積	○		
事業区域（予定地）の土地の地目（登記地目）又は利用状況		○	
出力	○		
地域住民等への説明状況		○	
関係法令に基づく手続の状況			○
太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日		○	
維持管理計画			○
維持管理計画の公表方法		○	
大規模太陽光発電事業者の保険の加入状況		○	

新規施設の手続フロー

必ず行う手続　　必要に応じて行う手続



本日の目次

1. 条例の制定経緯・目的・設置規制区域・責務等

2. 新規施設（R8.11.1以降に設置工事に着手する施設）が必要となる手続

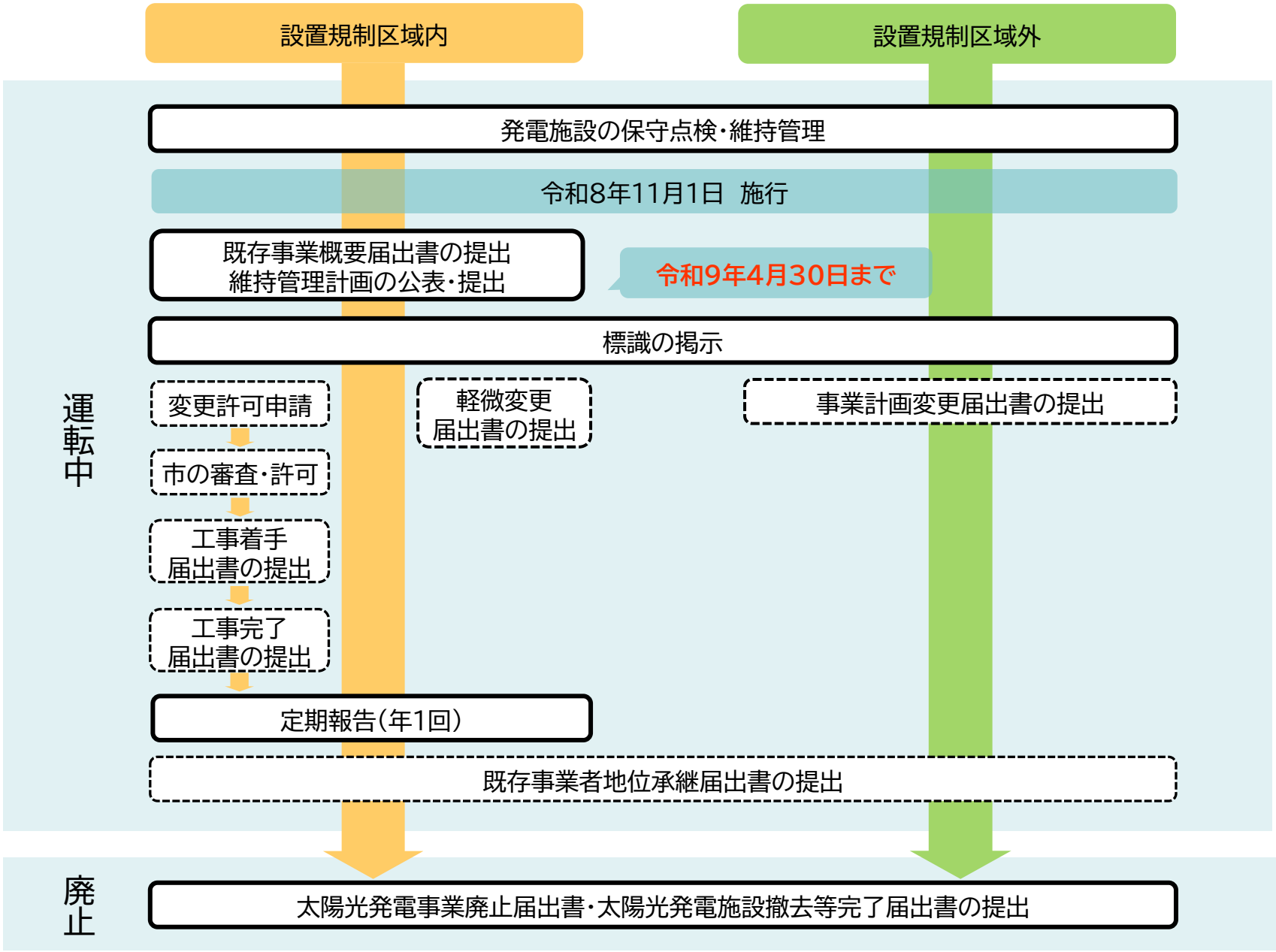
3. 既存施設（R8.11.1より前に設置工事に着手した施設）が必要となる手続

4. 新規施設・既存施設共通の手続

5. その他

既存施設の手続フロー

必ず行う手続　　必要に応じて行う手続



既存 区域内 設置規制区域内の既存施設の手続（条例附則第3項）

1 令和9年4月30日までに必要な手続(義務)

(1)市への提出書類

- 既存事業概要届出書(様式第21号)の提出

 添付書類 ： 位置図、事業区域図、配置図

- 維持管理計画(様式第2号)の提出

提出方法･･･電子

提出先:提出書類の事前確認/申請･届出フォーム

(URL)https://logoform.jp/form/79j2/1773675

(2)維持管理計画の公表

公表方法は、新規施設に準じる。(スライド26～28参照)

(3)標識の掲示

掲示方法は、新規施設に準じる。(スライド24～25参照)

既存 区域内 設置規制区域内の既存施設の手続（条例附則第3項）

2 努力義務

- 地域住民等に対する事業計画の内容説明及び地域住民等の意見を踏まえた必要な措置
- 大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入

3 その他必要な手続

＜必ず行う手続＞

時期	手続
毎年6月30日まで	維持管理に関する定期報告書の提出（条例附則第12項）
事業廃止時	太陽光発電事業廃止届出書の提出（条例第20条）
撤去等完了時	太陽光発電施設撤去等完了届出書の提出（条例20条）

＜必要に応じて行う手続＞

時期	手続
地位を承継した時	既存事業者地位承継届出書の提出 ※承継日から30日以内（条例附則第14項）
事業計画の変更時	次スライド（条例附則第5項、6項）

既存 区域内 事業計画を変更する場合の手続 （条例附則第5項、6項）

既存事業者は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について出力その他の事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

(1)変更許可が必要となる場合 スライド15～16参照

事業区域、施設の増設等による事業区域の面積や出力などの変更

- 地域住民等への説明
- 設置変更許可申請書(様式第4号)の提出

(2)届出が必要となる場合

軽微な変更（事業者の氏名・住所、運転開始・事業廃止予定年月日などの変更）

- 軽微変更届出書(様式第6号)の提出

(3)手続が不要となる場合

破損した太陽電池モジュールの単なる取り換えや架台の修理など

既存

区域内　変更許可・軽微変更届出の整理表

変更事項	変更許可	軽微変更届出 （地域住民等への説明不要）
氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○
事業名称		○
事業区域	○	
事業区域の面積	○	
事業区域の土地の地目（登記地目）又は利用状況		○
出力	○	
地域住民等への説明状況		○
工事の設計の概要		○　※
関係法令に基づく手続の状況		○
太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日		○
維持管理計画		○
維持管理計画の公表方法		○
大規模太陽光発電事業者の保険の加入状況		○

※変更内容によっては、許可の可能性あり

設置規制区域外の既存施設の手続（条例附則第7項、10項、13項等）

1 令和9年4月30日までに必要な手続

（1）標識の掲示（義務）

掲示方法は、新規施設に準じる。（スライド24～25参照）

（2）維持管理計画の作成・公表（努力義務）

公表方法は、新規施設に準じる。（スライド26～28参照）

2 努力義務

大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入

3 その他必要な手続

＜必ず行う手続＞

時期	手続
事業廃止時	太陽光発電事業廃止届出書の提出（条例第20条）
撤去等完了時	太陽光発電施設撤去等完了届出書の提出（条例20条）

＜必要に応じて行う手続＞

時期	手続
地位を承継した時	既存事業者地位承継届出書の提出 ※承継日から30日以内（条例附則第14項）
事業計画の変更時	次スライド（条例附則第4項）

既存 区域外 事業計画を変更する場合の手続（条例附則第4項）

既存事業者は、事業区域の全部が設置規制区域外にある既存施設について出力その他の事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

(1)変更届が必要となる場合

事業区域、施設の増設等による事業区域の面積や出力などの変更

・事業計画変更届出書(様式第14号)の提出

(2)届出が不要となる場合

事業者の氏名・住所、運転開始・事業廃止予定年月日などの変更

(3)地域住民等への説明が必要となる場合(努力義務)

事業区域、施設の増設等による事業区域の面積、出力などの変更

既存

区域外　変更届出・届出不要の整理表

変更事項	変更届出	届出不要 （地域住民等への説明不要）
氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○
事業名称		○
事業区域	○	
事業区域の面積	○	
事業区域の土地の地目（登記地目）又は利用状況		○
出力	○	
地域住民等への説明状況		○
関係法令に基づく手続の状況		○
太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日		○
維持管理計画		○
維持管理計画の公表方法		○
大規模太陽光発電事業者の保険の加入状況		○

本日の目次

1. 条例の制定経緯・目的・設置規制区域・責務等

2. 新規施設（R8.11.1以降に設置工事に着手する施設）
 が必要となる手続

3. 既存施設（R8.11.1より前に設置工事に着手した施設）
 が必要となる手続

4. 新規施設・既存施設共通の手続

5. その他

区域内 区域外 地位の承継 （条例第19条、条例附則第14項）

地位を承継したとき（事業の全部の譲渡、事業者の相続、合併等）に必要な手続

＜新規施設＞

- 地位承継届出書（様式第17号）の提出

 ※承継日から30日以内
- 誓約書（様式第13号）の提出
- 維持管理計画（様式第2号）の作成・公表
- 大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入
- 地域住民等への説明（努力義務）

＜既存施設＞

- 既存事業者地位承継届出書（様式第22号）の提出

 ※承継日から30日以内
- 維持管理計画（様式第2号）の作成・公表
- 地域住民等への説明（努力義務）

区域内 区域外

太陽光発電事業の廃止（条例第20条）

（1）太陽光発電事業を廃止しようとするときに必要な手続

- 太陽光発電事業廃止届出書（様式第18号）を提出
- 添付書類 ： 現況の写真、太陽光発電事業を廃止した後において行う措置を示した平面図、その他市長が必要と認める書類

（2）太陽光発電施設の撤去が完了したときに必要な手続

- 太陽光発電施設撤去等完了届出書（様式第19号）を提出
- 添付書類 ： 撤去後の状況が分かる現況の写真、太陽光発電事業を廃止した後において行った措置を示した平面図、その他市長が必要と認める書類

区域内 区域外

太陽光発電施設の長期的利用、撤去及び処分（条例第16条、21条）

- 廃棄物の発生を抑制するため、適正な維持管理や機能向上により、太陽光発電施設の長期的な利用に努めなければならない。（条例第16条）
- 太陽光発電事業を廃止するときは、速やかに太陽光発電施設を撤去し、再使用及び再資源化に努めるとともに、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。（条例第21条）

＜廃止後の処分の考え方＞

- 2030年代後半以降に、使用済太陽光パネルの排出量が顕著に増加する可能性があることを踏まえ、循環型社会形成推進基本法で定められた循環資源の循環的な利用及び優先順位の考え方に基づき、廃棄物とならないようリデュース（排出抑制）やリユース（再使用）することを優先し、それができない場合には、リサイクル（再資源化）の実施に努めること。
- リユース・リサイクルができない場合、関係法令に基づき適切に処分すること。施設を撤去した後、事業区域であった土地において、緑化等の修景によって、周辺地域の景観との調和や緑地の保全、防災上必要な措置に努めること。

区域内　区域外

市の指導・助言/報告の徴収・立入検査/勧告/措置命令/公表（条例第26条～30条）

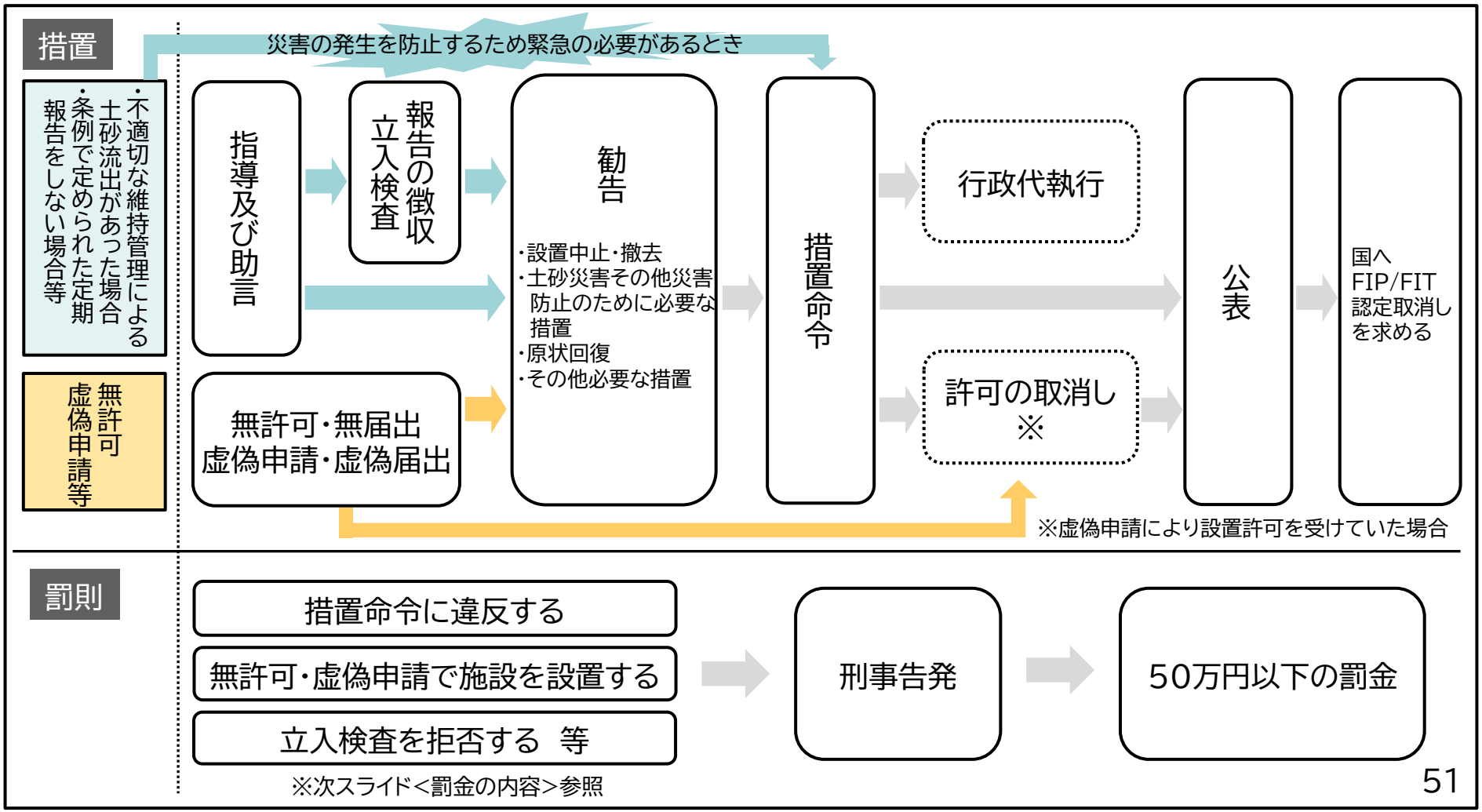
- 条例が遵守されない場合は、市からの「指導及び助言」「報告の徴収及び立入検査」「勧告」「措置命令」等を経て、「許可の取消し」や「事業者名等の公表」、「罰則」が適用される場合がある。
- 公表をしたときは、再エネ特措法第15条の規定による事業計画認定（FIT/FIP認定）の取消しを国に求める。

区域内　区域外

市の指導・助言/報告の徴収・立入検査/勧告/措置命令/公表（条例第26条～30条）

条例で定める太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等の手続が遵守されず、防災・環境保全・景観等に配慮がなく、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されていない場合に、以下のフローに沿って対応する。

＜措置及び罰則のフロー＞



区域内 区域外

罰則（条例第32条～35条）

＜罰金の内容＞

条例違反を抑止するため、罰則は行政刑罰である「罰金」とする。

金額	行為
50万円以下	措置命令に違反する
30万円以下	無許可・虚偽申請で施設を設置する（変更無許可・変更虚偽申請含む。）
20万円以下	報告や資料を提出しない／虚偽の報告をする 立入検査を拒否する／質問に対する答弁を拒否する又は虚偽の答弁をする
5万円以下	無届出・虚偽届出で施設を設置する（変更無届出・変更虚偽届出含む。）

本日の目次

1. 条例の制定経緯・目的・設置規制区域・責務等

2. 新規施設（R8.11.1以降に設置工事に着手する施設）
 が必要となる手続

3. 既存施設（R8.11.1より前に設置工事に着手した施設）
 が必要となる手続

4. 新規施設・既存施設共通の手続

5. その他

その他

条例の手引書・様式等については市ホームページ（条例のページ）からダウンロードできます。

ホームページURL：

https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s012262.html



その他

本日の説明会のアーカイブ配信やいただいたご質問への回答については、後日市ホームページ（説明会のページ）に掲載します。

ホームページURL：

https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s012265.html



その他

各種フォームをご活用ください。

(1)条例お問い合わせフォーム

(URL)https://logoform.jp/form/79j2/1665770

【用途】

- 条例の制度全般について聞きたいとき
- 手続についてのご質問　など

(2)条例の提出書類の事前確認/申請・届出フォーム

(URL)https://logoform.jp/form/79j2/1773675

【用途】

- 提出書類の事前確認
- 事前確認後の正式提出

その他

FIT/FIP認定事業者のみなさま

太陽光発電施設の設置状況調査にご協力をお願いします。

令和8年9月29日付け08 静環環共第1174号にて送付

調査回答フォーム

（URL）https://logoform.jp/form/79j2/1177342

お問い合わせ先

静岡市環境局　環境共生課　環境影響評価係

〒420－8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所　静岡庁舎　新館13階

～お問い合わせフォームでのお問い合わせにご協力ください～

- お問い合わせフォーム：https://logoform.jp/form/79j2/1665770
- 電話：054－221－1466
- FAX:054－221－1492
- E-mail：kankyou-kyousei@city.shizuoka.lg.jp